

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 保育業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こどもえがお部子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市こどもえがお部子育て給付課 072-958-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第116項	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第59条の2	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	評価実施機関における担当部署	松本 晃尚	粕谷 美光	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成28年3月11日時点	平成28年10月5日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成28年3月11日時点	平成28年10月5日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	評価実施機関における担当部署	粕谷 美光	森井 克則	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成28年10月5日時点	平成29年9月26日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成29年10月20日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成28年10月5日時点	平成29年9月26日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成29年9月26日時点	平成30年12月19日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成29年9月26日時点	平成30年12月19日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	しきい値判断項目の1.対象人数(いつ時点の計算か)	平成30年12月19日時点	平成31年9月30日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	しきい値判断項目の2.取扱者数(いつ時点の計算か)	平成30年12月19日時点	平成31年9月30日時点	事後	重要な変更該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明